

289
16018

289-N8487
1200500732220

村太郎右衛門
近松文三郎著



始
←

289
N 848

917
11

西村太郎右衛門

附岡地勘兵衛

發行所寄贈本

御挨拶



確固不拔、南進の國是を堅持して邁進する我國は新しく佛領印度及泰國との間に頗る鞏固なる關係を樹立し、親善日を追ふて敦厚を加ふ、實に慶賀の至りである。顧みれば遠く三百有餘年の昔我郷八幡より同方面に進出躍動せる安南屋、暹羅屋の二人を出す。近江商人として異彩を放ちしもの、當時を追懐して轉た感慨無量なるものがある。

しかも其蹟埋滅に歸し、僅かに其片鱗を止むるに過ぎず、須く此際衆智を集め、其探查を行ひ、功業を審にし、以て英靈を慰め、後人奮起の資に供せん。茲に我等數千名の同志は其顯彰を目的として本會を發起した。こは單に一地方に局限せるものならず、實に我國近世文化史上の一大功績として博く世人の關心を要するものなるを信ず、恐らく多數の方々は彼等に對し御承知なきを慮り、同志近松文三郎氏の研究になる本小冊子を座右に呈することゝした。幸に本事業の性質を理解せられ御贊助を冀ふ次第である。 敬具

昭和十六年十月

西村太郎右衛門顯彰會

八幡町大字爲心町中一番地
 近江兄弟社圖書館内





藏社神話八 (畫圖) 額 納 奉 門 繪 右 郎 太 村 西

西村太郎右衛門

序 説

近松文三郎誌

我近江は往古より交通至便、文化普及、秀麗太湖を繞りて、地味肥沃、勤儉力行の風俗、潑刺進取の氣風、殊に著しきものあり、就中商業を營むもの多く、彼等は互に競ふて四方に馳驅、縦横に手腕を發揮し、巨利を獲得、富豪相繼ぎて輩出するに至り、いつとはなしに近江商人なる名聲を世に唱せられ、其傳統を維持繼承、春秋幾星霜國民羨望の的となつた

八幡町の創立は今を距る實に三百五十餘年前豊臣秀次の封領に始る。顧みるに足利時代の後半期、國內亂麻の如く、各地に群雄割據、爭奪止むなく、多年民衆は塗炭の境遇に呻吟した。かくて元龜天正の交、織田信長の努力に依り略天下一統の望を囑するに至つた。彼は尾張より軍を起し西上我近江に來り、年來此地に威を振ひし佐々木氏を一撃滅亡せしめ、東西要樞の地たる安土に居城を營み、始て天下に號令せるも、一朝本能寺の變、其壯圖は挫折せられ、次て豊臣秀吉の時代となるや、其甥秀次を此地に封した。秀次は八幡城を築き、安土の城下町を移し、更に四方よ

り庶民を招致、幾多の特典を附與、土地の繁榮を策した。前年四散せる佐々木の遺臣は信長の幕下に參するを肯ぜず、其多數のものも秀次八幡城下の市民として來住するに至り、此くて本町興隆の勢、實に著しきものがあつた

秀次八幡にあること僅かに數年、尾州清州に轉するや、俄然衰微の一途を辿るに至つた、其跡に來りしは京極高次であつた。彼の父高吉は安土にありしとき、信長の幕下にありてキリスト教の洗禮を受け、其夫人はマリーと稱し、夫婦共に天主教を奉し、一族皆其感化を受けた。當時一般の市民も外人宣教師より世界の狀勢を耳にし、其影響を蒙りしこと尠からざるものがある。此くて卓越せる氣概と智識を有せる所謂士魂商才の抱有者たる佐々木の遺臣の如きを始め其他志あるもの世態の變遷に對應し、蹶起商賈として四方に躍進するに至つた。實に明達な轉換策であつた、是ぞ我近江商人發生の原因でなかつたらうか、更に其後に於て朱印船が海外に往來せる實況を傳聞、一小天地に生存するを潔とせず、熱血燃ゆる青年近江人は奮起一番各方面に緣故を辿りて突進するに至つた。其由來する所實に微妙なる事情に依るものがあつた

徳川初期に在つて我八幡より珍しくも南蠻貿易に従事するものを出せしは頗る異彩を放ち世人

を驚したらんも、當時蒙昧なる蝦夷地に活路を發見せると南蠻に渡航せると何等差別なく、寧ろ後者の方文化發展の程度に於て幾段の優位にあり反つて安全感多く、單に南北の差あるのみ、寧ろ蝦夷地の方勞苦の甚しきを察し得らる。南方に向ひしものとして今日迄傳へらるゝは西村太郎右衛門及岡地勘兵衛の二人なるも、恐らく其他に幾人か冒險兒の實在せしを疑はず、只、今に於て其傳はらざるを遺憾とす

明治十六年十一月八幡神社繪馬堂が新築就るや、茲に西村太郎右衛門奉納の渡海船を描ける額と共に其由來を記せる額を掲ぐることゝなつた。其年一月に歸郷せる私の岳父故高田義甫に氏子總代が依頼して執筆せしめた。彼も何等其資料とするものなく、幸に以前より同神社に藏せる「古新奇談」なるものを参考とした。其書の四編十四に菊屋長兵衛の名に依て記されたる説話が奉額や、形見と觸れてゐるを見て、これを基となし多少補綴して一文を作した。私は幼時であつたが傍にあり翁が謹嚴の態度、數百字の正楷を揮毫せられしを目撃した。何れにせよ其文章の信を描き難きは當然である。今猶堂の西方に げられてゐる 其大意を左に録す

「太郎右衛門の安南に於ける活動振は文献の徴するものなく、古老のいひ傳へるところによ
ると、單に商賣のみでなく、武名をも大いに馳せて湖國のために万丈の氣焰をあげた

齡僅かに二十歳内外の彼は物貨を小船に載せて九州に赴く航海中、俄に暴風雨に遇ひ、激
浪怒濤は天に漲り進退自由を失ひ、船はまさに顛覆せんとしてゐる、船上の人皆死を覺悟、
運命を天に任せたが、幸ひに次第に風静り空晴れて一つの湊口に漂ひ寄つた。もとより方角
も、何れの國なるやも分らず、水を求め食を乞はんとして上陸せしに、其地は戦争の眞最中
であつた。一難去つて又一難、だが危く魚腹に葬られんとした彼等のこと、いづれか一方を
援け勝を制すれば千死を出て一生を得るの路もあらうと、海賊防禦のため船中に備へた甲冑
を被り大刀を提げて、あつばれ武夫となりすまし、まづいづれに味方すべきかを遙かに氏神
八幡神社に祈念したところ、城方が勝ち寄手は敗るとの神占を得たので彼はじめ乗組員一同
は寄手の軍勢目がけて斬り込んだ。町人たりといへども大和魂、なんじようもつてたまらう
たちまち崩れて城方の大勝となつた

城方の將兵は彼の武勇に感じ、大將軍と稱し一城主に祭り上げ、同時に國內中一年かゝつ

て探し求めた美人の側女十七名を財寶と共に贈つた、この地は安南の地なることがわかつた
何一つ不自由のない城主彼西村も年を経るに従ひ故郷を思慕するの情抑へ難く、船に棹さ
し、金銀財寶を高く積みあげて正保四年、秋長崎に歸着したが、すでに遅く鎖國令の布かれ
た後であつた。やるせない思ひを一片の繪馬に託して故郷に送り、なつかしのわが土地を一
歩も踏むこともならず、故郷への錦の喜びを頒つことも出來ずして再び海のかなたへと去つ
たのである」

西村太郎右衛門の事蹟につき従來の著作中記載せるもの極めて稀である。私の目に觸れし少

數の文書に依れば左の如きものがある

明治廿四年遠藤芳樹氏著「日本商業史」

同廿五年横井時冬博士講述「日本商業史講義録」

同年菅沼貞風氏「大日本商業史」

昭和五年菅野和太郎博士「日本商業史」

以上は何等の記事を存せず

辻善之助博士著「海外交通史話」

「——の名は此類以外のものは一切見えて居らぬ」として絶望の意を漏され
川島元次郎博士の著「徳川初期の海外貿易家」に

「山田長政の事蹟と混合せるもの」として高田義甫の由來記を駁されて居る

大正十一年「蒲生郡史」に短文が記されある繪馬の寫眞版を添へて

昭和三年「滋賀縣史」には暹羅屋勘兵衛と共に僅か五行の文字あるのみ

東京經濟雜誌社創刊「大日本人名辭書」には「朱印船貿易史」より轉載せるものとして前記高
田義甫の由來記を記せるのみ

平凡社の「大百科事典」

何等記する處なく、反つて暹羅屋勘兵衛につきていかにも確説の如き獨斷的の記事が記され
て居る

大正十五年二月私等の發意にて創刊せる月刊雜誌「太湖」には第一號に其略歴を記した。是に
は從來不明なりし太郎右衛門其人の逝去年月日及法号及家系を示した

昭和五年十二月八幡商業學校内近江尙商會發行「近江商人」第壹百號記念號に私は聊か詳密に
記載する處があつた

昭和十五年末發刊の「八幡町史」には福尾猛市郎氏が極めて細々と記された

以上のやうな次第で餘り世間に其名が知られて居らず、多少公表せらるゝに至りしは茲十數年
以前よりの事で、識者の内に知らるゝに至つたのは奉納繪馬が明治四十年國寶に指定せられし以
後に屬す

我郷に於ける有名なる國學者たる伴蒿蹊の如き考古の學に精しく殊に史蹟を探るに熱心著作
に力を致せる人にありながら、何等太郎右衛門に注目せざりしは實に不思議の次第である。殊に
太郎右衛門の出でたる西村家は伴家のすぐ向側であつた。伴蒿蹊の著として有名なる近世畸人
傳、前編五冊は寛政二年、續編五冊は同十年の出版にて蒿蹊の生前には西村家の後裔は未だ同處
に住居して居つた筈で、畸人傳其ものゝ目的にも適して居つた、又後に至り國學者にして勤王に
力を盡し、國家の前途に對し滿腔の心血を濺ぎ、其身を省みず國民を警醒し、兼ねて文筆に秀でた
る西川吉輔の如きも顧みなかつた。要するに當時郷里に於ても太郎右衛門其人の事蹟を何人も不

案内であつた爲か、或人は云ふ、鎖國の國策に反きたるもの、之を筆にするは幕府に對し憚る所、之が爲以上兩氏とも差控へたるものにあらざりしかと、一説として附記し置く

八

現今非常時の我國に在ては國民舉つて眞に勇猛心を發揮し、國是に順應し、東亞の結束を堅くし、其中軸として我國は確固不拔の信念を以て堂々歩武を進めんとする際、佛印、泰國との親善は日を追ふて敦厚を加ふるに至つた。しかも兩地方に遠く三百年前既に我近江殊に我郷土八幡の人士が關係を有せし事は奇しき因縁にして、今に於て近江商人の一大榮譽とも云ふべき次第、宜しく此機會に其人を顯彰して以て後昆たる我等の奮起を促すは必須の事業たるを確信し、同志の士に檄して先づ西村太郎右衛門につき適當なる顯彰方法を講せんとするものである。何れにせよ彼の何ものたるや其行蹟を探り宣傳に力を致さんが爲、此一小傳を綴つた。彼に關するいかなる事共にても御承知の方は御通報を賜り、御援助を只管切望する次第である

家系

月刊雜誌「太湖」發行當時より種々研究を重ね漸く最近に至り多少得る處ありしを喜ぶものである

八幡の市街創建せらるゝや、其以前近江愛知郡小幡莊田村(現今神崎郡北五個莊村字小幡)に住居せし布施源左衛門なるもの織田信長の招きに因り安土に移住、更に天正十五年信長薨去後同族一同を引連れ同地より八幡に轉じ土地の下附を受け其住地に自己の郷名を付した即ち現在の小幡町上、中の兩町が夫れである。但し源左衛門は天正七年安土にて没した。法名道西士、其嫡男は西谷平右衛門と稱し、此人が八幡に移りし初代で、其時代に氏を西谷と改め、後裔は善太郎の名を世襲し、屋號を最上屋と呼び、羽前山形、岩代福島兩地に支店を設け盛んに營業を行つた

其四代二男分れて西谷善九郎なる分家を起し本家同様別に山形、福島に支店を設けた、現在では善太郎家斷絶せるも、以前福島支店の支配人其跡を讓受け西谷小兵衛と稱し今に盛んである。現主小兵衛の令兄は商學博士内池廉吉氏、又善九郎家は其後裔西谷甲午郎とて兵庫縣魚崎

九

町に在住

以上西谷家の高祖たる布施源左衛門（道西士）の弟に相當するものに法名道春士なるものあり
『布施氏代々亡者名簿』に

道春士 上は道西御兄弟衆乎

疑はしき点あるも法名同じく道の文字を用ひ其後裔も均しく同系圖書に含まれて居る、同族たるを信じて差支なからんか。

西村家も最初の内は西谷家と共に小幡町に居住せしもの、如く、西谷家の記録中に

正徳五乙未新町了專家求め普請す

とある。此時新町に移りしものと考へらる。了專とは西村家四代與左衛門法名了專（享保二年死去七十九才）の事である

八幡の古圖恐らく元文頃のものか、新町二丁目に當る。即京街道新町西北角に綿屋與左衛門の名を見る現在警察署の東の方半分である。以前は更に西方の下水側迄が其屋敷であつたやうだ

大正十四年二月八幡町に於ける有志の人々史蹟標柱石の建立の議を決し當時の蒲生郡長熊田淳

氏を煩して揮毫を乞ひ、各自の贖金を以て西村太郎右衛門、伴蒿蹊、西川吉輔、野田長兵衛の宅地に建立、全部工を竣つたのは翌年二月二十日であつた。種々の事情あり建設者の名前を八幡自治協會とした、警察署内のものは、「安南屋西村太郎右衛門宅址」と刻した

高祖道春の嫡男を西村嘉（加）右衛門と稱す、此時代より西村と稱せるもの、如く此人は元和三年逝去、法名覺了八幡に於ける西村家の初代である。其名は各所に現れて來る

標柱石 安南屋西村太郎右衛門宅址

「高木文書」慶長六年八月八幡宮樓門建立の

節肝煎加右衛門

「同書」慶長七年二月西村加右衛門奉行とし

て同宮鐘を修造せしとある。

「西川文書」西村加右衛門は同宮代官の時よ

り小堀遠江守の時代迄引續き總年寄、苗字



帶刀御免とあり（間宮彦十郎は初代代官にして慶長五年より寛永八年に及び小堀遠江守は其跡を襲ひ寛永十九年に至る）

「同書」慶長十六年九月二十四日八幡宮鐘建立の節、町總年寄西村加右衛門の名現る

即彼は八幡初代總年寄を勤めた。但初代は元和三年逝去せる故、其後のは二代が相續せしものか、何れにせよ當時に於ける總年寄の職は町内中にて家柄高く人物優秀人望あるものならでは勤るものでなく苗字帶刀を許され士分の格式であつた。之を以ても西村家の地位資格の他に傑出せるを証するに足る

二代嘉（加）右衛門は初代の長男で慶長五年生れ法名宗智萬治元年死去、五十九歳

本編の主人太郎右衛門との關係不明なりしが正福寺過去帳に

慶安四年二月月唐宗春信士、西村嘉右衛門舍弟

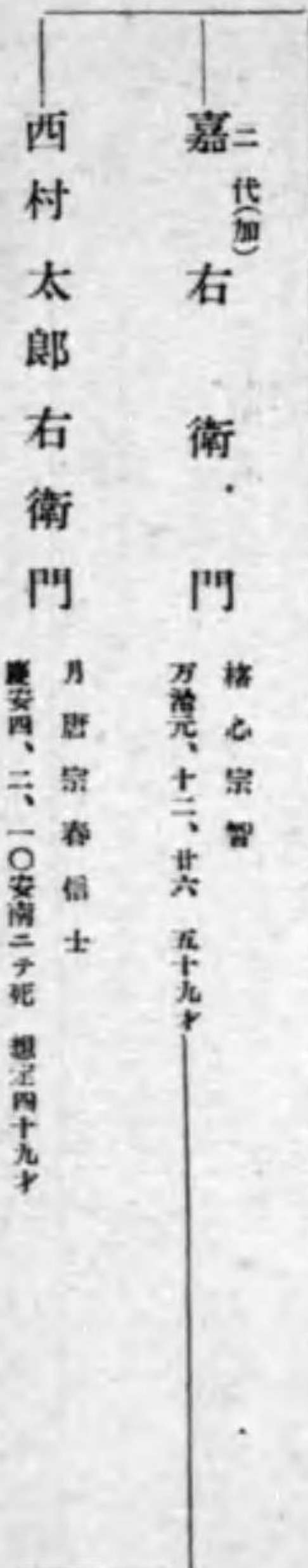
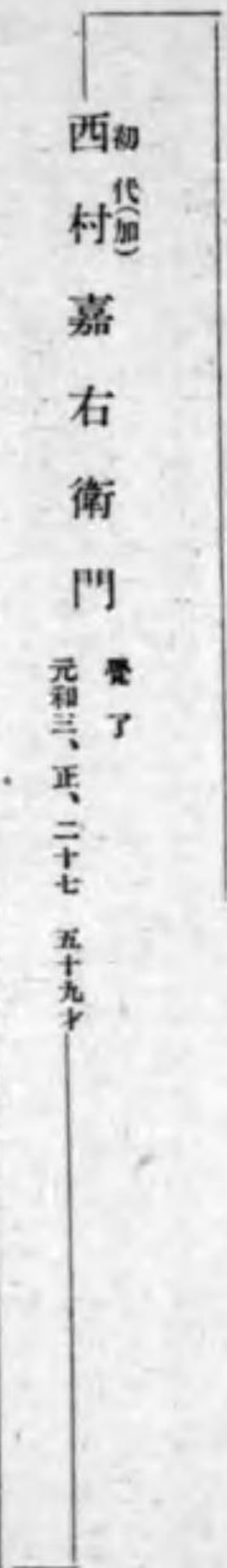
と明記してあるを以て判明した更に妹一人あるが、勝見七郎兵衛へ嫁す、元祿三年死去とあり、其壽不明

太郎右衛門の年齢が不明であるが、兎に角兄の嘉右衛門が慶長五年生、父の四十二歳のとき、

父は元和三年の死去、其間十六年、恐らく兄嘉右衛門と其年齢大した違がなかつたと思ふ、假りに三歳若く、慶長八年の生れとすれば、歿した慶安四年のとき彼は四十九歳兄は五十二歳未だ生存中、繪馬の正保四年には逝去五年前で四十五歳、繪馬の冠を戴けるが太郎右衛門彼とすれば四十五歳年齢相當の容貌である

系圖

道 西 士 西谷吾五郎祖
道 春 士 西村家の祖



妹 □ 一 御前内宿尼 跡見七郎兵衛二嫁入
元禄三、四、二〇

一四

長女 □ 宇治御前右衛門妻

二女 □ 伴定悦妻 (伴庄兵衛)

三女 □ 林村村田宇兵衛妻

三代 嘉右衛門 豊徳智康上座
天和元、十二、十六、四十八才

四女 □ 關井茂助妻

四代 與左衛門 本姓了專庵主
享保二、十一、廿七、七十九才

五代 西村與左衛門 關島内藩第十郎二男
元文二

西村八郎兵衛 大杉町に住す 澤原越後守頼士
元禄一五、六、廿一、五十五才

西村惣右衛門 夏屋了源居士
元禄六、四、廿七、四十六才

六代 西村與左衛門 實曆二
七代 西村與左衛門 實曆十一、
八代 西村與左衛門 仙台ニテ死ス 安永二

八代死亡後没落したるもの、如く同家の營業不明なるも、屋號を綿屋と稱せしものより推想せば當時大量を八幡商人が取扱せし實例あるより綿を業とし、八代が仙臺にて死去せしより見れば仙臺方面に出店を有せしにあらざりしか、四代より與左衛門と改め爾後累代此名を襲ひ、他人は通稱綿與と呼んだ。因に親族たる西谷善太郎家の記録に同家享保十二年商業不振の爲一旦全債務を分散に依り一部即時拂、跡は出世證文として整理をなし、寛政元年十二月家政恢復せし爲全部の償還を行つた、その際西村家即ち綿屋與左衛門に對する殘債償却せんとしたるも、既に絶家し居つた

「引殘三百三十一匁五分二厘
此金五兩三分二朱四匁八分七厘

一五

右綿屋與左衛門斷絶に付き親類魚屋町上墨屋源十郎殿へ相渡し請取あり」

との記事を見る。此頃既に絶家せるものか、墨屋とは維新頃迄存在、天雷(あまかす)を氏とし、現今若井時計店の地點、謡曲や俳諧を教授せし家だとのこと

前記の如く綿屋を屋號とせるも世人は夙に安南屋と呼んでゐた。安南に關係ありし事は一般承知して居たやうである

安南渡航

支那を多年悩ましたる和冠も織田信長が國內統一の事業其緒に就くに及び殆んど其勢力を殺ぐに至り、秀吉の時代には全く其跡を絶つた。彼は夙に海外貿易に着眼し、朱印を下して海外渡航を奨励した、之が所謂朱印船の嚆矢であつた。文祿の初め長崎、京都、堺等の貿易商で此特許を得た貿易船は九艘に及んだ、長崎よりは五艘、京都よりは三艘(茶屋、角倉、伏見屋)堺よりは一艘(伊勢屋、『長崎夜話草』には伊豫屋とあり)であつた。彼等は長崎に於て明船に擬した大船を作り、長崎から廣南、東京、占城、東埔塞、六昆、太泥、暹羅、臺灣、呂宋、阿媽港各地に渡航して貿易を營んだ。徳川家康も秀吉の政策を踏襲して居つた。慶長九年より元和二年に至る十三年間には二十九艘より百九十七艘に増加し、爾來八年後寛永年間に至つて百七十九艘に減じた。同十年には渡航の朱印を得たるもの僅かに六名に過ぎず。同八年六月二十日には海外通航の船には朱印の外、更に老中の奉書を長崎奉行に差添へて下すことゝなつた。これが所謂奉書船である併し密航は何れの時代にも免れず朱印船、奉書船の外多數のものが海外に在つて活躍して居つた

跡がある。彼の錢屋五兵衛、淀屋辰五郎等が其著名なものであらうか
寛永八年六月、同十一年五月、次で
同十三年五月には絶對的に一切の船舶
海外渡航を禁じ、其内に

異國へ渡り住宅仕、日本人來り候は
ゞ死罪可申付事

の一ヶ條があり苟も一たび外國に居
住した者は絶對に歸國を禁止した茲に
於て我國の鎖國は完全に勵行せられた



西村太郎右衛門の容姿

繪馬船中より拔寫せるもの十名の内頭領とも云ふべき人
物は多分太郎右衛門彼を描きしものならんか

我日本と安南の通信は有名なる近藤正齊の著書「外蕃通信」に依れば以前は兎も角近き處では
慶長六年に始る（重に西村太郎右衛門に關する時代に於て）然れども其獻書に「屢蒙貴意」と云

ひ、「蒙賜文翰」と云ひ、「欲依前事兩國通交」と云ふを見れば是より前にも往復ありしを察し得る
但し商船に御朱印を賜りしは又慶長八年であつた。これは秀吉在世の文祿年間に始り一時中絶、
慶長六年（安南にては弘定二年、明にては萬曆二十九年に當る）當時安南の都統使は黎維新で、
明の藩圖であつたが、他に對しては王と僭稱して居つた

如此時代に於て西村太郎右衛門彼はいかなる方法に依り安南に渡航せしか、其年次並に年齢、
更に安南の何れの港に上陸せしか、渡航後いかなる事業に着手し、其一生に於ける盛衰消長の狀
況等の検討が本文の目的であるも、いかんせん何等の確なる資料を發見せず、今は何れも想像に
依るの外に策なきを遺憾とす

先づ渡航につきては一説には九州に商業に赴く途中、難船して安南國に漂着した。他説は當時
の志あるもの海外へ勇飛を試むるもの尠なからず、彼も此連中の一人にて貿易を目的として安南
を目指して渡航したと稱す、左れど朱印船の許可を得たる連名の中に彼の名は見出されない。西
村を名乗れるものに西村隼人なる人名あるも太郎右衛門其人にあらず、然らば何等かの縁故を辿
つて、許可を得て居る朱印船に便乗するか、若くは何等かの役名を帯びて彼地へ航し其儘歸國せず

踏止り遂に相當成功せしものと見るべきか

二〇

當時の角倉船の如きは唐船作にて二重底三本櫓其體に樓閣を設け、船體の如き五、六十萬斤より七八十萬斤を積載するに堪え、長さ二十間、幅九間乗組員三百九十七人と云ふかやうな大船の内に一人の太郎右衛門の加はるも決して不可能ではなかつたであらう、彼有名な天笠徳兵衛の如きは寛永三年十五歳にして角倉與一の朱印船の船長前橋清兵衛の書役として渡航したるが初航であつたと云はれて居る

若し假りに天笠徳兵衛の如く若年より渡航せしものとせば、太郎右衛門の十五六歳は元和五六年に相當す、此頃より彼地にありとせば彼が逝去の慶安四年迄は三十餘年の長年月に亘り、幾多の曲折ありとするも相當の成功を遂げしものと思はる

一應角倉家につき説明を試む、本性は吉田氏、其先近江源氏佐々木氏より出で、近江吉田(蒲生郡川守村の一字)に封を受け吉田氏を稱し、九世に至り醫を業とし、京の嵯峨の角倉に住し、以來角倉を氏とした。十一世宗桂醫として名あり、其人に三男あり末子宗恂は家業を繼ぎ、關白秀次

に仕へた。二男は光好と稱し、豪懷の質、家を治めず、後秀吉の朱印狀を得て安南に通商巨利を得た。河川の開鑿を行ひ偉大なる公益を起した。其長男は與一で、慶長八年より親に代り各般の事業に従ひ、安南東京等に貿易船を出し、彼自身も屢渡航を試みた、彼と我近江神崎郡北五個莊村小幡なる正眼寺といかなる關係あるにや、慶長十七年回易大使貞順(貞順とは與一晚年の名で海外に對して彼は常に回易大使の稱を用ゐてゐる)と署名せる安南國文理侯へ呈した書面と、更に又安處(「東西洋考」に廣南港に充てるも如何、角倉氏の目的地が東京なるを以て、之を廣南とするは南に過ぐる嫌ありと説く人あり)和義營副將少保郡公阮相公より、角倉船長代理とも見るべき小島田兵衛尉政之に與へた文書とを藏して居る。此方は永祚陸年とあり我寛永元年に相當す。何等か交渉あるを信ず、殊に同地方に今猶傳はる子守歌に

寝んね兒與一、竹馬與一、かぶをそろへて船に積む

と云ふものがある。なにかを暗示するものにあらざるや

他面西村家の祖先是小幡村の出身なる布施氏で、布施氏も又佐々木家の臣にして一城の城主で角倉の吉田氏と同様の關係があり、角倉與一の叔父なる宗恂は元八幡山城主豊臣秀次の侍醫であ

二一

り、太郎右衛門の父及兄は二代引續き八幡町の重職たる總年寄を勤め是等の點より見るも兩家の關係は相當親密なるものありしを疑はない

其居住地は始より一定せるか否不明なるも『西谷家日次過去帳』に

唐の安南國のカウチにて居住

とあり、カウチとは交趾の文字を用ゆ、黑板勝美博士の旅行記中に

江戸時代の初期、御朱印船の渡航先のうち、今の佛領インド支那と思はれる地名が四つ擧げられてゐる。即安南、東京、交趾、迦知安がそれで、東京は今のハノイ、交趾は安南の中部以南であるが、迦知安は果してどこであらう——その交趾地方には最も早く開けた貿易港が二つあり、その一つはツーロンで、一はフェイホである

フェイホは廣南府の波止場といつてよい所で、廣南府に租界が許されぬので、日本人や支那人などが貿易地としてこの地點を選んだといつてよい。しかも當時日本人は自治制を布いた租界を有し、自由に活動してゐたのであつて、アダムスの日記によると、當時廣く日本語で『ニホ

ンジンマチ』と呼ばれてゐたのである。又長崎奉行長谷川左兵衛は貿易上手代をこの地に置いてゐたこともあるほど繁昌してゐた

日本人町の頭目として三代將軍の頃林喜右衛門なるものがゐたと云ふ証據がある

今日これら日本人發展の記念物として見るべきものは「日本橋」といはれる小川にかゝる石橋である。町の西の入口に架けられてゐて、この橋を東に渡ると「日本橋通り」と稱へてゐるフェイホ第一の大通りがある、もつとも現在の日本橋は約百年前架け替られ、今では全く日本風を失つてゐるが、碑文には日本人が作つたといふ傳説がある幅二十尺、長六十尺の屋根附きの立派な石橋で、兩側に欄干があり、北側には橋の一部を突き出し小さい庵寺がある

日本橋通りの支那人街が元の日本人街で、元の支那人街が今安南人が住んで居るところであるといつてゐるが確ならぬ

フェイホ郊外はもと墓地であつたが、其上に村落が出来たり、水田に變じたり、氾濫のため埋没したりして大部分失はれた、しかし人家のないところや、土人の家の庭先には今猶墓が残つてゐる 其他にも發見する處がある

また名古屋の情名寺にある國寶茶屋新六交趾支那貿易圖は日本船のツーロン入港の状を描いてゐるが、この圖と實地踏査の結果とを比べて見ると、圖の日本町は現在官衙やホテルのあるフランスの紳士街にあり、圖の支那人街はいま川向うに漁村として僅に残つてをり、日本人は嘗てこの地の最もよい地點を占めて活動してゐたことがわかる

以上にて廣南府に屬するフェイホ及ツーロンの昔時日本人が多數在住して活動せる地點を知を得た、太郎右衛門は恐らく此地に居住し、従つて彼の骨を埋めしは此附近ならんか。

今爲念現狀を調査するに河出書房の『世界地理第七卷外南洋』に依る

都郎 Tourane 人口約二萬安南唯一の開港場、相當の良港水深六米内外あるも、東の南支那海からの風に對し掩護物を欲き、年々流出する土砂で港内が淺くなつて、外洋商船は二哩の沖合に碇泊する、古くより知られた貿易港で、肉桂の輸出で知られ、近海は重要な漁場である

ファイホー Fai Foo は都郎の東南方約二〇浬に位し、現在も華僑の商業中心地であるが、曾て都郎と共に日本町も所在した港町で、我々には特に懐しい日本橋の異稱ある來遠橋がある。

兩側の關干に沿ふて椽が張渡してあり、瓦屋根葺の風變りの橋である。附近の田圃や砂濱には

埋れた邦人の墓碑もある、雄圖空しく終つた同胞の靈に限なき哀悼の意を表さずには居られな

す

筆者の意見に深く同情し、太郎右衛門其人の顯彰に愈努めんことを盟ふものである。最近當町出身者西川寛生氏佛印にあり絹屋太郎右衛門の蹟につき多少曙光を見たとの報を親父西川文吉氏に寄せられし由、若し西村太郎右衛門其人ならんには絶大の發見であり、後報を待つこと切なるものがある

國寶繪馬

二六

我郷土の一大名譽の表彰たる西村太郎右衛門奉納の唐船繪馬は實に正保四丁亥三月吉日（今より二百九十五年前）の日附を有し、明治四十年五月二十七日、内務省告示第六十四號を以て國寶に指定せられた、前年文學博士辻善之助氏の發見に依ると聞く

繪馬の大きさは豎二尺二寸七分、横二尺六寸一分、杉材を用ひ、古色蒼然、畫面繪具の剝落せる個所あり、唐船風にして、唐風の衣裳を着用せる十名の人物を描き、船樓の中には帽子を頂き温容平座せるは恐らく太郎右衛門彼自身を現はしたるものにあらざるか、中央には一杯に風を孕みて圓く見ゆる帆布、舷側に浪頭亂るゝのさまを寫してゐる。額の周圍に分れて左の文字あり墨痕極めて鮮明

奉掛 安南國住西村太郎右衛門

御寶前 正保四年丁亥三月吉日

菱川孫兵衛筆

四方は黒枠を附してある。八幡町史編者福尾猛市郎氏は同書に左の感慨を記された。

寛永十三年の鎖國令によつて海外との通商は嚴禁せられ、海外渡航者は歸國を禁ぜられ、こゝに於てか、異境にある邦人が遠く故國の空を眺め、ひし／＼と迫る望郷の心を如何とも出来なかつた。遙か身は海外にあつても故郷を忘れないのは日本人の本領であり、殊に近江商人の特色であつた。勇猛果敢なる氣象を以て大洋を渡り海外に活躍しても、また歸る日を樂んだ彼等にとつて、異國の土と化さねばならぬことを知つたときの悲しみはどんなであつたであらう。傳ふる所に依れば太郎右衛門故郷戀しく正保四年歸國長崎に着したるも寛永十三年の鎖國令にて上陸を許されず、船中に止まり、遙かに書を寄せ、八幡なる親族を呼迎へ、面會喜憂相半し分袂の際此額を托して氏神の社頭に奉納せしめ、其まゝ又もや安南を指して歸りしと此説は元より虚傳であらう、鎖國令發布を距る、既に十年、歸國死罪のことは充分承知の筈、是を知つて歸國する筈はない、殊に西谷家歴代過去帳に『大唐安南國にて死、當處八幡宮に歸國心願の繪馬有』の文字記さる、いかに彼が綿々たる心情を籠めて一面の繪馬を神前に奉納し、いつか其宿願の成就せられんことを遠き異境にありて日夕祈念せしか我等も深く同情に堪へない處である

二七

他の一説には遙かに繪馬を安南より長崎に送りたるも、長崎奉行は現品を没取し、當時同地にありし菱川師宣に命じて摸寫せしめしものなりと、勿論一般人は師宣の筆と確信して居つたやうである。或は云ふ長崎に太郎右衛門濱なるものあり、當時同人の着せし處なりと、實否不明なるも信じ難き處がある

更に明治四十年國寶取調の際内務省にては長崎にて調査せし處に依れば昔日同地に菱川孫兵衛なる画工ありしと嚴父(八幡神社先々代社司岳相司氏)より聞きしと前社司岳幸治郎氏のお話であつた

師宣は元和四年生れ正保四年は丁度三十歳俗稱は吉兵衛、剃髮して友竹と號した、署名には友竹を用ひ、決して俗稱を使はぬ、無署名のもの多く、殊に同人が長崎へ赴いたことはなかつたやうで全然師宣彼の筆であらざることを確信するものである

將た又安南にて製造せられしか、將た日本内地に於てのものか、私は矢張長崎へ注文したるものならんと考ふ、其一例として示さんと同じく安南にありし伊勢松坂の出身、角屋七郎兵衛が安南の景治八年即我寛文十年に長崎に於ける彼の代理人荒木勘右衛門、同久左衛門に向け誂へた額の

書面がある

額之覺

一、高さ壹尺六寸三分 但額の内のり高さ
一、はゞ貳尺七寸七分 板巾有切、但内のり
右之通之額也、是にふちを御付させ、則ふちにも、ほり物御ほらせ上下のふちのほり物は、何にても茶屋(花)兩わきのふちのほり物は、龍を御ほらせ可被成候。右之ふちのほり物は、何も金薄(箔)にて念入可被下候 ふちの高さは右之額にかつかう(恰好)申候様

川上也

西唐人町

但南向也

北は

寺、此寺にかゝり申、安南町がくに候

川下也

板の色は紺甘にて惣地也、文字は金文字也但しおき字

但し寺は南向御座候うしろは北也、寺の前にも川御座候

斯くて長崎の荒木兩人は此誂へ書通りの額を調製し、松花堂昭乗の門人乗圓に篆字もて「松本寺」と書せ送つた。松本は角屋の本姓であるからだ

黒板勝美博士の旅行記にフェイホ町で佛教の寺を探された末、今の支那町の東方に翁本寺といふを発見せられた。この寺には伏波將軍廉頗を祭つてある。翁本寺の號はどうも支那的でなく翁の字は松に近い。翁は公木の誤りであらうか。則松本寺其物で、昔から現在の地にありとせば日本人街の地點も明にすることが出来る云々とあり

西村太郎右衛門も何人かに托して長崎にて製造せしめ、郷土八幡に送らしめたものと信す

此額は以前は八幡神社繪馬堂即ち目下社務所の山側、即拜殿向つて右側の坂登りつめた右角に小さな建物が夫れで其外面の欄間に北面して掲げてあつたが、風雨に曝らされてゐた。文化十一

年の頃池田町五丁目の住民筆屋彌兵衛（同人は町の爲には相當力を盡し例の御朱印騒動にも一役を買つて出たが、随分非常識の行動もあり町民に嫌はれてゐた）が寄附した箱に納め、爾來寶庫に秘藏せらるゝこととなり、自然人目に觸れなくなつた。此くて明治維新當時に在つても町民は其存在さへも知るもの尠く前記の如く國寶に指定せらるゝや俄然世に出ることとなつた。此指定も美術工藝品と云ふ意味でなく、海外發展に對する紀念品としての趣意であつたと想はる

因に云ふ駿河靜岡なる淺間神社に山田長政の奉納せる渡海兵戰圖の額がある其文字奉掛御立願諸願成就、令滿之處、當國生、今天笠暹羅國居住、寛永三丙寅年二月吉日山田仁左衛門長政

其他南蠻船額の現存せるもの

京都洛東清水寺に木製の額二面あり、何れも三桅船を畫いてある

一、末吉彌右衛門の船にて

奉掛御寶前、執行、諸願成就皆令満足、東京喜朝船、寛永拾曆癸酉極月二十一日（喜は歸の意）

一、角倉了以(與一の父)の船
 奉掛御寶前、諸願成就、東京角倉船本客中、寛永拾一年九月末日
 又長崎市高野平町清水寺に末次平藏が寛永十一年奉納せしものあり
 奉掛御寶前、諸願成就、皆令満足
 何れも寛永年代のもの、文字も略類似して居る、猶他に存在せるやも計られぬ、参考の爲附記
 し置く

供養塔

鎖國令は嚴行せられたが、各異國に残存せるものも其筋に登録せられたるものは、特に本國の親戚との間に書信の交換を許されてゐた、是は固より日本船便でなく支那人の船便に託したのであつた、左れば西村太郎右衛門も繪馬を内地即長崎に注文して作成せるのみか、是が奉納の手續を親族に依頼するの音信も交換することが出来、彼が安南に於て逝去するや其時日及法名さへ彼が八幡の實家へ遺族より通知し來り、殊に血縁の者共へ夫々遺物を送り來つた。即、前にも述べたるが如く「西谷家日次過去帳」に

——但シ形見ヲ送ル故知ル

法號死亡の月日と共に送付し來りしものと思はる。慶安四年二月の逝去なれば其年内に八幡に通報が着せるものと考ふ。當時

- 實母は八十八才
- 兄なる嘉右衛門五十二才
- 姉嫁 四十三才
- 妹 元祿三年死去につき
- 無論生存中
- 外に多數の太郎右衛門縁者ありしを想ふ



供養塔 八幡公園西隅にあり

左れば彼等は
 其計報に接し屋敷の庭園内に一冢を築き其上に四方佛を刻した輪塔形の供養塔を建て、送り來

りし形見の品を埋めたことであらう、(現在八幡警察署擊劍道場の地点にあつた)冬青もものきの老樹あり、太さ二拱ばかり枝葉鬱蒼と繁延して屋を蔽ふ有様であつた。その下の苔蒸した樹蔭にこの墓

が暗黙の影を休むること約二百四十年、土地の所有者變るも、此墓は其位置を變ぜず、屋敷は親族の手に歸し或は轉し、或は分割せられ、明治十九年此所に警察署を設置せらるゝや、當時の所有者伴庄右衛門より縣廳に賣却せられ、此時に至り西村家の屋敷は破却老樹も他に移されてしまつた

當時供養塔は邪魔になり將に破壊せられんとするを八幡神社司岳相司氏が之を憂ひ請受け八幡神社拜殿の階下又は社務所裏に藏して居た。笠石の一個は手頃のものなりとて警察署に留めて之を裏向穴を穿ち手洗鉢に使用し居られた、昭和五年八幡公園成るや、時の町長山本小太郎氏は縣廳に申請して警察署使用のもの下附を受け、不足せる部分を補充し、原形に復し公園西北の高地に据付け、由來を高札に認め、以て聊か故人の雄圖を表彰し其靈を慰め、後人の奮起を促さんとした、實に美舉と云ふべきである

附記

岡地勘兵衛

我八幡に於て以前より西村太郎右衛門の生家安南屋に對し、暹羅屋を稱せる舊家あり、其祖暹羅に渡航し貿易に従事せりと傳ふ。簡易なる爲か砂室の文字が代用せられて居つた。果して然らば兩家は海外に發展せる双璧として我八幡の誇である

前年史家川島元次郎氏が海外發展の諸家を網羅せる一書公刊の際應々來幡同家に就き親しく調査せられしも、何等得る所なかりしと聞く

私は隣家のことにもあり調査せしも斷簡零墨さへ今に發見せず、實見せしは過去帳と二軀の佛像のみにて、他に多少の口碑を傳聞するのみである

同家は八幡町仲屋町上の西側にて往古より地積建築物の異動あるも、元和元年東川村（現今武佐村の大字）より當町へ移住後實に約三百年の久しき連綿今に及ぶ、當主岡地彌助氏は第十一世に相當す

其系統は遠く宇多源氏佐々木家の内例の宇治川先登にて有名なる佐々木高綱のすぐ兄に當る盛綱を祖とす。六代の孫顯信に至り小加地と改め、其子貞信の代に更に岡地と稱した、之が改名岡地氏の第一世岡地左衛門尉で、康永四年八月二十六日（一、三四六）天龍寺供養の節御調度役を勤め、子孫代々備前國に住す、四世定義岡地五郎に至り、備前より江州に移り、蒲生下郡御所内を領す。五世定宗岡地三郎に至り永正年間蒲生上郡東川村に移り住む

八世定重、岡地徳昌庵法眼と云ひ京都に住し醫師として名聲あり、後東川に歸る、九世貞政は七世の長男岡地庄兵衛と稱し、中年剃髮松庵と號し、醫を業とし、五十歳のとき八幡に移住、慶安二年卒、享年八十四

平凡社「大百科事典」に西村太郎右衛門の事は毫も記事なく、暹羅屋につき大膽なる獨斷的の文字を綴つてある

何人が暹羅に關係ありしか明瞭ならず、恐らく前記九世貞政の子息の内にて、其時期は元和寛永の交ならんか男子三名あり

嫡男貞吉は八幡の第二代を嗣ぎ岡地忠右衛門と稱す（慶長九年生）京藺田祐徳（叔母の夫）の

弟大和大椽に就き家業を修めた。寛文七年十一月死、六十四歳

次男玄首座幼少にて京相國寺にて剃髮、「壯にして筑州に適き彼逝去、寛永四年八月十八日、大齋公藏主源修和尚、菊溪壽球首座禪師」とは過去帳に存せる文字

想ふに筑州とは九州のこと、鎖國令後異國のことは口外せられず、憚つて暹羅とは云はれず筑州と假稱せしにあらざるか

三男貞次 岡地八兵衛 幼少のとき北野松梅院に遊び、學に志す後奥州仙臺に下り商賣を業とす、延寶六年死六十六歳

以上三名の同胞何れも幼少より京都に出で夫々修學せるものゝ如く、醫師、僧侶、商人各其嚮ふ道を異にす、三男貞次は岡地家としては稀有の商人、或は此人が仙臺に下る前に海外へ渡航せしにあらざるか、次男たる玄首座の項に

壯にして筑州に適き逝去

の文字は大に含蓄あるを覺ゆ、この人につき大正十四年十一月相國寺に對し照會せしに左の回答を得た

壽球なる名は何かの記録にて見し様に思ふも即今發見記憶せずと當寺の史家小島師の言なりと更に後日小島文鼎師を自坊に訪ひ、親しく糺したるも同様のお話であつた

相國寺には暹羅渡航船免狀を有する由、同寺に在つても貿易船を發航せるは事實である。されば玄首座即壽球が之に乗船して彼地に渡海せしと想像するも強ち不當ではなからうか。文辭に通曉せる玄首座が外交の任務を帯び、同寺より派遣せられし當路の一員にあらざりしか

聞く所に依れば同家祖先が暹羅染の秘法を彼地より傳へ來り之を家業となし、廢業後の明治初期に、其名殘なりしか、染型を保存せしと云ふ、正保頃には紗羅染と云ひ、正徳頃には暹羅染と呼び、所謂更紗染のことで、後には單に『さらさ』と云ひなした

三代貞能(享保八年逝く八十七歳)に至り岡地勘兵衛と稱し、以後代々に此名を襲用した。元祿頃の水帳に紺屋勘兵衛とあり、此頃に至り最早醫業を廢し染物を家業とせるにや寛政四年の紺屋仲間作法帳に『砂室屋勘兵衛』の名見ゆ、同家にては近頃迄『暹羅屋』と染出せる暖簾を保存せし由、今猶一般に『シヤムカン』と呼び做して居る

三男貞次が仙臺に下り商業を營む、其屋號を壺屋と稱した。鳥渡珍しき屋號であるが本家が染

物屋なりし爲、染壺より聯想せしにあらざるか

今想像を逞くすれば、前記玄首座慈球が彼地に渡航し、珍奇なりとて其染法を修め、之を實家に傳へ、後家業にせしにあらざるか

猶同家にある佛像は其高さ約二尺五寸の阿彌陀如來の立像にして、光背臺座共に四尺五寸に及ぶ、民家のものとして珍らしく、外に厨子入り七寸計りの念持佛あり、惠心僧都の作と稱す。

昭和八年新納忠之介氏來幡、何れも室町時代のなりと鑑査を下され、水木要太郎氏も一見上作なりと推稱せられた。同家に傳はる由來判明せず

他に一個の舍利塔を存す、高二寸八分、徑一寸一分強の鉄刀木にて製せる圓筒のかぶせを取去れば、其内に金色の屋根を頂ける徑六分高一寸五分計りの玻璃の圓筒あり上下二段に區分、舍利を安置、金色の臺座に載せてある珍らしき形式のもの、前年川島元次郎氏は我國のものにあらざるべしと云はれた。或は此小品が暹羅に關係なきか

91
11

西村太郎
11-11

昭和十六年十月廿五日印刷
昭和十六年十一月五日發行

【非賣品】

發行者兼 近松文三郎

印刷者 諸川稔

印刷所 滋賀縣蒲生郡八幡町魚屋町元二十九番地
湖畔プレス

發行所 滋賀縣蒲生郡八幡町爲心町中一番地
近江兄弟社圖書館內
西村太郎右衛門顯彰會

91
11

製本控

【非賣品】

昭和七年五月廿一日
考

17 函

115 號

年

月

日

村太郎左衛門

印

六番地

郎

日廿一番地

稔

十九番地

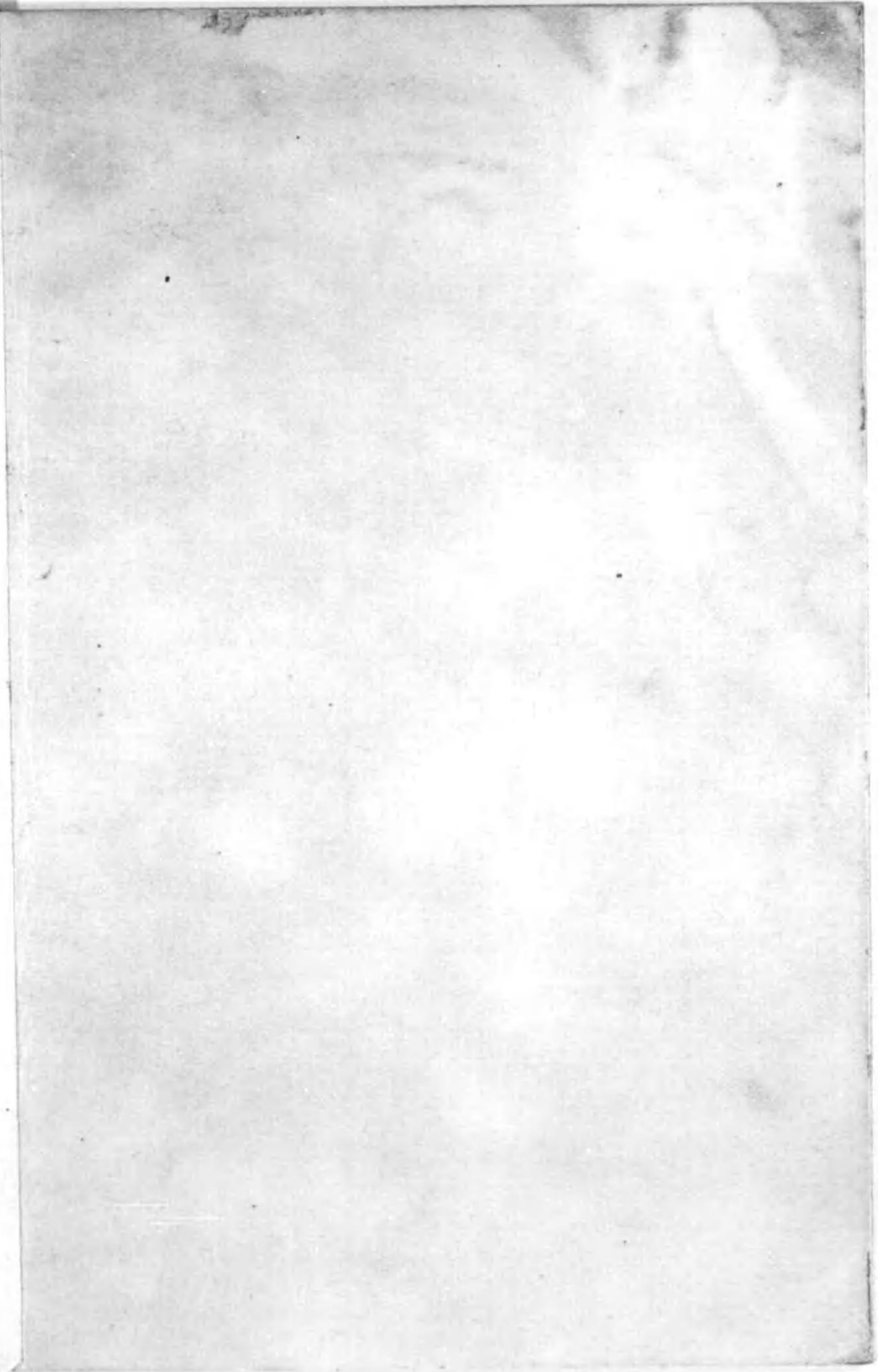
ス

一番地

館内

門顯章會

917
115



終

